チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表 (国営かんがい排水事業) (水資源機構事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術 的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	総費用総便益比≥1.0
4. 農家負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえている とともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景 観等)との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たし ていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整池等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表(国営かんがい排水事業)(水資源機構事業)

	評	 価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍と認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当な	を図る計画となっている。
効	有 食 料 の 農業生産性の 効 安 定 供 維持・向上 性 給 の 確 保 保 (C土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積あたり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減 農に係る走行経費節減効果)/受益面積 (ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】		寺・向上による効果 経費節減効果+維持管理費節減効果+営	
			水田主体地区:630以上 畑主体地区:1340以上	水田主体地区:630未満 畑主体地区:1340未満
			○農業産出額(事業地区市町村の面積 事業地区市町村の農業算出額(千円/ト =関係市町村の農業算出額(千円)/関係	na·年)
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
産地形成 (受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹 積割合(%)		(受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹	濃密生産団地の指定作物の計画作付面	
			10%以上	10%未満
		農業水利施設の保全・管理	を比! を作! B:機能診断の実施・・・既存施設	
			-:該当なし	E HALL C CT SA
農業の 望ましい農業 ○認定農業者の割合(総農家当たり)				
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
			○経営耕地の面積(一戸当たり) 一戸当たりの経営耕地面積(ha/戸) =関係市町村の経営耕地面積計(ha)/関	 係市町村の農家戸数の計(戸)
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
		農地の確保・ 有効利用	○作付率の増加ポイント 作付率増加ポイント =計画作付率(%)-現況作付率(%)	
			11%以上	11%未満

	評価	価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
		農業生産基盤の保全・管理	広域基盤整備計画書の最適整備計画	将来補強や更新が必要
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面 受益面積当たり他産業への経済波及 =農業生産増加粗収益額(千円)/受益 の列和)※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益	効果額(千円/ha·年) 盆面積(ha)*(産業連関表の逆行列係数
			水田主体地区:1,000以上 畑主体地区:2,000以上	水田主体地区:1,000未満 畑主体地区:2,000未満
		の維持・増進、 水資源の有効 活用(快適性の	=地域用水効果額(千円)/受益面積	
		向上)	3以上	3未満
	多面的 機能の 発揮	環境機能の維 持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千 =(景観・環境保全効果)(千円)/受益面 【注;効果項目は年効果額:千円】	
			9以上	9未満
	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生 ③生態系に配慮した計画について、地 ④環境配慮対策工を行った施設等が機費用負担及びモニタリング体制等のについて、評価点(a:3点、b:2.A:10点以上、B:7~9点、C:6.①a:行っている b:検討中 c ②a:踏まえている b:検討中 c ③a:図っている b:検討中 c ④a:調整済 b:調整中 c	域住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、 調整状況 点、c:1点)の合計値により判断。 点以下、一:該当なし :行っていない :踏まえていない :図っていない
		景観	調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景 ③景観に配慮した計画について、地域	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、c:1点)の合計値により判断。 人下、一:該当なし :行っていない :踏まえていない :図っていない

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	関係計画との連携		点、c:1点)により判断。	
	関係機関との協議		議 (予備) が合意に達しているか について、評価点 (a:3点、b:2. A:9点、B:6~8点、C:5点以	ているか :、道路管理者等との着工前に重要な協 点、c:1点)の合計値により判断。 下 :は、A:6点、B:4~5点、C:3 は、A:3点、B:2点、C:1点) :未協議 —:該当なし :未協議 —:該当なし
	関連事業との調整 (①事業主体から概略構想(関連事業調 ②共同事業(事業内容、事業費、アロ について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 A:3点、B:2点、C:1点) ①a:提出済 b:提出予定 c:2 ②a:協議了 b:協議中 c:	ケ等)の事前了解 点、c:1点)の合計値により判断。 以下 (①または②が「一」の場合は、 未提出 一:該当なし
	地元合意	Ì	①事業実施に対する受益農家の同意状 ②事業実施に対する関係市町村の同意 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 ①a:同意済 b:同意予定 c:2 ②a:同意済 b:同意予定 c:2	状況(事業推進協議会の議決等の状況) 点、c:1点)の合計値により判断。 下 未同意
	事業推進	体制	①事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提について、評価点(a:3点、b:2.A:6点、B:4~5点、C:3点以①a:設立済 b:設立予定 c:2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	点、c:1点)の合計値により判断。 下 未設立
	維持管理	全体制	①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法 合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 ①a:得られている b:調整中 ②a:合意済 b:調整中	及び費用についての打ち合わせを行い、 点、 c : 1点) の合計値により判断。 下 c : 未調整
	営農支援	· 体制	受益農家、農協、普及センター等を含 討)体制が整備されているか。 A:設置済 B:設置予定 C:未設	めた営農検討組織など、営農支援(検 置

チェックリスト判定基準表 (国営かんがい排水事業)

【特定監視項目】

	評価の内容	判 定 基 準
地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見 込んだ施設計画としている。
受益面積	・最近年の面積を把握している。	・地元意向等を確認のうえ、一定地域を定めるとともに、台 帳等により最近年の面積を把握している。

チェックリスト判定基準表 (国営農地再編整備事業 (型))

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に 可能であると認められること。
3. 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	総費用総便益比≥1.0
4. 農家負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえている とともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景 観等)との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たし ていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の 要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が8年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表 (国営農地再編整備事業 (型))

	評	価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効率性	事業の経	経済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であ と認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
効	食料の 農業生産性の 安定供 維持・向上 給の確 保		農家の労働時間短縮率(%)	大きい作物)の人力の労働量(hr) (計 (現況)}]×100
			水田主体地区:45以上 畑主体地区:25以上	水田主体地区:20以上45未満 畑主体地区:20以上25未満
			○営農経費縮減率営農経費縮減率(%)=[1-{全ての作物の「人力+機械」 ての作物の「人力+機械」両方の労	両方の労働評価額(円)(計画))/(全 働評価額(円)(現況)}]×100
			水田主体地区:52以上 畑主体地区:30以上	水田主体地区:20以上52未満 畑主体地区:20以上30未満
	野菜・果樹の産地形成		(受益面積当たり)	濃密生産団地の指定作物の計画作付面
			11%以上	11%未満
農業の望ましい農業 持続的構造の確立 発展		面積(ha)/区画整理及び開畑を併せ行う		
			85%以上	40%以上85%未満
	農村の 農村の生活5 振興 境の整備		○生活環境関連効果(受益面積当たり) 生活環境関連効果 =(一般交通等経費節減効果+非農地等) 【注;効果項目は年効果額:千円】	
			8. 1以上	8. 1未満
		地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面が受益面積当たり他産業への経済波及が 受益面積当たり他産業への経済波及が =農業生産増加粗収益額(千円)/受益の列和)※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益額となる。	効果額(千円/ha·年) A 面積(ha)*(産業連関表の逆行列係数
			水田主体地区:1,400以上 畑主体地区:600以上	水田主体地区:1,400未満 畑主体地区:600未満

	評位	価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
		環境機能の維 持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千 =(景観・環境保全効果)/受益面積(ha 【注;効果項目は年効果額:千円】	
			16以上	16未満
事業の実施環境等	②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系 実 ③生態系に配慮した計画について、地域住 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		態系配慮 域住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、 調整状況 点、c:1点)の合計値により判断。 点以下、一:該当なし 行っていない 踏まえていない 図っていない	
		景観	調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景 ③景観に配慮した計画について、地域	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、c:1点)の合計値により判断。 从下、一:該当なし 行っていない 踏まえていない 図っていない
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の農業振興計について、評価点(a:3点、b:2 A:3点、B:2点、C:1点 ①a:図られている b:図られる見	点、c:1点)により判断。
	関係機関との協議		合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2 A:9点、B:6~8点、C:5点以	に達しているか ・等との着工前に重要な協議(予備)が 点、c:1点)の合計値により判断。 下 ・は、A:6点、B:4~5点、C:3 は、A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 —:該当なし 未協議 —:該当なし

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調整 ②共同事業(事業内容、事業費、アロルでのいて、評価点(a:3点、b:2元 A:6点、B:4~5点、C:3点以 A:3点、B:2点、C:1点) ① a:提出済 b:提出予定 c:2 ② a:協議了 b:協議中 c:2	ケ等)の事前了解 点、c:1点)の合計値により判断。 下 (①または②が「-」の場合は、 未提出 -:該当なし
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状 ②事業実施に対する関係市町村の同意について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 ①a:同意済 b:同意予定 c:2 ②a:同意済 b:同意予定 c:2	状況 (事業推進協議会の議決等の状況) 点、 c : 1 点) の合計値により判断。 下 未同意
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提について、評価点(a:3点、b:2元A:6点、B:4~5点、C:3点以①a:設立済 b:設立予定 c:22a:提出済 b:提出予定 c:22	点、 c : 1 点)の合計値により判断。 下 未設立
	維持管理体制		 ①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法。 合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2) A:6点、B:4~5点、C:3点以 ①a:得られている b:調整中 ②a:合意済 b:調整中 	下 c:未調整
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含 討)体制が整備されているか。 A:設置済 B:設置予定 C:	めた営農検討組織など、営農支援(検 未設置
	緊急性			業等)との一体的な施行、又は一体的)を行う観点から、特定の時期までに

チェックリスト判定基準表 (国営農地再編整備事業 (型))

【特定監視項目】

評価の内容	判 定 基 準
農・地形、地質、水利条件地 等に基づいた農地整備整 計画としている。備 工事の諸条件	

チェックリスト判定基準表 (国営総合農地防災事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術 的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	総費用総便益比≥1.0
4. 農家負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮して いること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえている とともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景 観等)との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用・ 排水機場、調整池等を有する地区においては12年、そ の他の地区においては9年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表 (国営総合農地防災事業)

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効率性	事業の経	経済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍 と認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減 について、該当する項目の数により判 A:2項目、B:1項目、-:該当な	を図る計画となっている。 断。
効	食料の 安定供 維持・向上 給の確 保		○土地生産性及び労働生産性の維持・地域農業の生産性及び農業経営の向 =(作物生産効果+品質向上効果+営農 農に係る走行経費節減効果)/受益面 【注;効果項目は年効果額:千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く	上による効果を評価。 経費節減効果+維持管理費節減効果+営
			水田主体地区:250以上 畑主体地区:240以上	水田主体地区:250未満 畑主体地区:240未満
			○農業産出額(事業地区市町村の面積 事業地区市町村の農業算出額(千円/H =関係市町村の農業算出額(千円)/関係	na·年)
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
	農業の望ましい農業 持続的 構造の確立 発展		○認定農業者の割合(総農家当たり)総農家戸数当たりの認定農業者数(人)=関係市町村の認定農業者数の計(人)	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
			○経営耕地の面積(一戸当たり) 一戸当たりの経営耕地面積(ha/戸) =関係市町村の経営耕地面積計(ha)/関	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
		農業生産基盤の保全・管理	○災害防止効果(農業)(受益面積当た 災害防止効果額(農業)(千円/ha・年 =災害防止効果(農業関係)(千円/ha・ ※畑主体では作物生産効果を加える 【注;効果項目は年効果額:千円】	Ξ)
			水田主体地区:133以上 畑主体地区:286以上	水田主体地区:133未満 畑主体地区:286未満
	農村の振興	農村の生活環 境の整備	○災害防止効果(一般資産+公共資産 災害防止効果額(一般資産+公共資 三災害防止効果(一般関係) /受益面 【注;効果項目は年効果額:千円】	産)(千円/ha·年)
			水田主体地区:195以上 畑主体地区:11以上	水田主体地区:195未満 畑主体地区:11未満

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В
		地域経済への 波及効果 ○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)*(産業連関表の の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの		
			1,000以上	1,000未満
	多面的 機能の 持・増進 発揮 ②環境関連効果額(受益面積当たり) 環境関連効果額(景観・環境保全効果) = (景観・環境保全効果)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】			
			8以上	8未満
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下、一:該当なし ①a:行っている b:検討中 c:行っていない ②a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ③a:図っている b:検討中 c:図っていない ④a:調整済 b:調整中 c:未調整	
		景観	調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景 ③景観に配慮した計画について、地域	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、c:1点)の合計値により判断。 人下、一:該当なし 行っていない 踏まえていない 図っていない
			①関係都道府県や市町村の地域防災計②関係都道府県や市町村の農業振興計について、評価点(a:3点、b:2,A:6点、B:4~5点、C:3点以(①または②が一の場合は、A:3点、① a:図られている b:図られる見込みが ① a:図られている b:図られる見込みが	画と本事業との整合性 点、c:1点)により判断。 下 、B:2点、C:1点) ある c:図られていない ー:該当なし

評価項目		評価指標及び判定基準		
中項目	小項目	A	В	
関係機関との協議 関連事業との調整 地元合意 事業推進体制 営農支援体制 緊急性		①河川管理者との協議(予備)が合意に達して漁協との協議(予備)が合意に達して③施設所有者、文化財管理者等関係者議(予備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2元A:9点、B:6~8点、C:5点以「3指標のうち1指標が「一」の場合に以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合にりa:協議了 b:協議中 c ② a:協議了 b:協議中 c ③ a:協議了 b:協議中 c	ているか 、道路管理者等との着工前に重要な協 点、c:1点)の合計値により判断。 下 は、A:6点、B:4~5点、C:3 は、A:3点、B:2点、C:1点) :未協議 —:該当なし :未協議 —:該当なし	
		①事業主体から概略構想(関連事業調 ②共同事業(事業内容、事業費、アログ について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以 A:3点、B:2点、C:1点) ①a:提出済 b:提出予定 c:未提品 ②a:協議了 b:協議中 c:未協品	ケ等)の事前了解点、c:1点)の合計値により判断。下 (①または②が「一」の場合は、出 一:該当なし	
		①事業実施に対する受益農家の同意状況(土地改良区総代会の議決等の状況) ②事業実施に対する関係市町村の同意状況(事業推進協議会の議決等の状況) について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:同意済 b:同意予定 c:未同意 ②a:同意済 b:同意予定 c:未同意		
		①事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以「①a:設立済 b:設立予定 c:未設立②a:提出済 b:提出予定 c:未提品	出の有無 点、 c : 1 点)の合計値により判断。 下 立	
		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法 合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以 ①a:得られている b:調整中 c:ラ ②a:合意済 b:調整中 c:ラ	点、c:1点)の合計値により判断。 下 未調整	
		受益農家、農協、普及センター等を含 討) 体制が整備されているか。 A:設置済 B:設置予定 C:未設置		
		周辺地域で重大な農業被害が想定されいる(過去に農業用施設の機能を上回る	洪水等の事象が発生した場合も含む)	
		A:該当あり -:該当方	なし	

チェックリスト判定基準表 (国営総合農地防災事業)

【特定監視項目】

	評価の内容	判定	基準
地質状	・地質状況に基づいた施設計画としている。	・地質状況を把握するための必を見込んだ施設計画としている	

チェックリスト判定基準表 (直轄地すべり対策事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産性の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込 まれること。 (効率性)	地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (B/Cが1以上)
4. 地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	・農村振興局所管の地すべり防止区域で、次の地すべり防止工事の直轄要件のいずれかを満たしていること。 ・工事の規模が著しく大であるとき。 ・工事が高度の技術を必要とするとき。 ・工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。 ・工事が都府県の区域の境界に係るとき。 ・採択に係る事業の工期が、トンネル等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと。

チェックリスト判定基準表 (直轄地すべり対策事業)

評価項目		洒項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性			①単位当たり事業費が類似条件の近傍と認められる。 ②調査段階を踏まえた、効果的な対策 ③共同事業化を含めたコスト縮減を図について、該当する項目の数により判 A:2項目以上、B:1項目、一:該	工法の計画となっている。 る計画となっている。 断。	
効	有 食料の 農業生産性の 安 定 供 維持・向上 性 給 の 確 保		○保全対象面積のうち農地面積(ha/: 724以上	地区) 	
	農業の持続的	農業生産基盤 の保全・管理	○事業費に対する農業効果(農地・農業	!	
	発展		132以上	50以上132未満	
		農村の生活環 境の整備	○事業費に対する農業外効果(一般公共 軽減+家屋等の被害軽減)の割合	共施設等の被害軽減+山林・林道の被害	
			61以上	61未満	
			○保全対象となる人家戸数(戸/地区))	
			365以上	365未満	
	多面的 機能の 発揮	国土の保全	①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い(行政・住民合同会議等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
	環の配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下、一:該当なし ① a:行っている b:検討中 c:行っていない ② a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ③ a:図っている b:検討中 c:図っていない ④ a:調整済 b:調整中 c:未調整		

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
		景観	調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景 ③景観に配慮した計画について、地域	主民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、c:1点)の合計値により判断。 「下、一:該当なし 行っていない 踏まえていない 図っていない	
	関係計画との連携 関係機関との協議 関連事業との調整 地元合意		関係都道府県や市町村の地域防災計画について、評価点(a:3点、b:2) A:3点、B:2点、C:1点 a:図られている b:図られる見込	点、 c : 1 点) により判断。	
			施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議 (予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)により判断。 A:3点、B:2点、C:1点、-:該当なし a:協議了 b:多くが協議中 c:多くが未協議 -:該当なし		
			①事業主体から概略構想(関連事業調書)の提出 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ等)の事前了解 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「一」の場合は、 A:3点、B:2点、C:1点) ①a:提出済 b:提出予定 c:未提出 -:該当なし ②a:協議了 b:協議中 c:未協議 -:該当なし		
			①事業実施に対する知事の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村長の同 について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 ①a:同意済 b:同意予定 c:未同 ②a:同意済 b:同意予定 c:未同	点、 c : 1 点)の合計値により判断。 下 意	
	事業推進体制		①点検等を行う地元組織が設置されている。②行政区等から着工要望の提出の有無について、評価点(a:3点、b:2,A:6点、B:4~5点、C:3点以①a:設置済 b:設置予定 c:未設 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提	点、c : 1 点)の合計値により判断。 下 置	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法 合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 ①a:得られている b:調整中 c:2 ②a:合意済 b:調整中 c:3	点、 c : 1 点)の合計値により判断。 下 未調整	

評価項目		西項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
	討)		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援(検 討)体制が整備されているか。 A:設置済 B:設置予定 C:未設置	
緊急性		策を講ずべき地域である。 事業等)等と連携をとるため早急に事 設や公共施設等の重要な施設が含まれ 断。		